

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士  
同 土居 幸徳  
同 赤木 一雄  
同 高橋 雄大

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	教育委員会 生涯学習部 オリエント美術館	特別展「シルクロード 新世紀 - ヒトが動き、 モノが動く -」実行委 員会	特別展「シルクロード 新世紀 - ヒトが動き、 モノが動く -」実行委 員会 共催負担金
出資団体監査	産業観光局 商工観光部 産業振興・ 雇用推進課	一般財団法人 岡山市勤労者サポート プラザ	出資者としての団体に 対する指導監督業務
	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	公益財団法人 岡山市スポーツ・文化 振興財団	出資者としての団体に 対する指導監督業務
	都市整備局 都市・交通部 市街地整備課	岡山都市開発株式会社	出資者としての団体に 対する指導監督業務

公の施設の 指定管理者監査	都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課	特定非営利活動法人 STEP	なださきレークサイ ドパーク管理業務
------------------	----------------------------	-------------------	-----------------------

## 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和2年1月6日から令和2年2月28日まで

## 3 監査の着眼点及び実施内容

令和2年1,2月に実施した財政援助団体等監査に伴い,所管課の平成30年度の事務が,法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし,抽出した関係書類について,岡山市監査基準に準拠して証憑突合,質問等の手法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

### (1) 負担金の執行に係る所管課業務について

平成30年度における財政援助に係る負担金の執行事務等について,関係書類等を監査した結果,今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが,おおむね適正に処理されていた。

なお,今後の処理方法について指導した軽易な事項は,記述を省略した。

### (2) 出資者としての団体に対する指導監督業務について

平成30年度における指導監督業務について,いずれの団体も事業運営は出資目的に沿って行なわれているものと認められたが,次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので,公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団の出資団体の所管課として,内容を十分把握し,適切な指導を行われたい。(文化振興課)

#### <公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団への指摘事項>

平成27年度の出資団体監査において,当財団の会計規程に従っていない事務処理が認められ,「会計規程の定めに従い,適正な事務処理を行う旨を全財団職員に指導した。」と報告されていたところである。しかしながら,今回の監査においても類似する不適切な事務処理が多数認められた。この改善措置が十分に徹底できなかったことは,非常に遺憾である。

今後,当財団は令和2年3月31日をもって消滅法人となる予定であるが,この諸手続きについては,関係法令に基づいて適切に行われたい。

また,同4月1日に設立される予定の「公益財団法人岡山文化芸術創造」においては,諸規程を整備のうえ,それらに基づく事務処理を徹底し,業務の適正化を行われたい。

その他については,今後の指導監督方法を指導した軽易な事項はあったが,おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の指導監督方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(3) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

平成30年度における公の施設の指定管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり意見を付すこととした。(庭園都市推進課)

<意見>

指定管理者は、公募の際に提出した事業計画書の内容を実施すべきであるが、基本協定書、業務仕様書には事業計画書に関する記述がなされていなかった。

指定管理による効果を確かなものにするため、例えば、基本協定締結時には改めて事業計画書の確認、承認の手続きを行った上でその内容を遵守させる仕組みとすることなど、検討をされたい。

その他については、今後の指導監督方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。